

「高千穂 離れの宿 神隠れ」の宿泊規約

□本規約の適用

第1条 当施設の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この規約の定めるところによるものとし、この規約に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

□宿泊施設の申し込み

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

1. 宿泊者の氏名、住所、電話番号
2. 宿泊期間
3. その他当施設が必要と認めた事項

第2項 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊期間を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

□宿泊引受の拒絶

第3条 当施設は、次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

1. 宿泊の申し込みがこの規約によらないものであるとき
2. 満員による宿泊施設の余裕がないとき
3. 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月施行)による暴力団、暴力団員、及び暴力団関係団体又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき
4. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
5. 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき
6. 宿泊しようとする者が宿泊施設若しくは宿泊施設役員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき
7. 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき
8. 宿泊に関し、金銭及び特別の負担を求められたとき
9. 天災、施設の故障やその他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
10. 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、または宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき

□宿泊予約金

第4条 当施設は、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、予約金の支払いを求めることがあります。

ます。

第2項 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

□宿泊客の予約解除

第5条 当施設は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

1. 第3条第3号から第10号までに該当することになったとき
2. 第2条各号の事項の明告を求めた場合において、期限までに、それらの事項が明告されないとき
3. 第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき

第2項 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに取受した予約金があれば返還します。

□宿泊の登録

第6条 宿泊者は、宿泊日当日フロントにおいて次の事項を登録してください。

1. 第2条第1号の事項
2. 出発日及び出発予定時刻
3. その他当施設が必要と認めた事項

第2項 宿泊客が第10条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

□宿泊の登録

第7条 宿泊者が当施設の客室を利用できる時間は、出発日の午前11時とします。

第2項 当施設は、お客様のご都合で前項の規定にかかわらず、使用時間をこえて宿泊施設の使用をされる場合は、規定により追加料金を申し受けます。

□利用規約の厳守

第8条 宿泊者は、当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

□料金の支払い

第9条 料金の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、フロントにおいて支払っていただきます。

第2項 宿泊者が宿泊施設の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料は申し受けます。

□宿泊の拒絶

第 10 条 当施設は、お引き受けした宿泊期間といえども、次の場合には、宿泊をお断りすることがあります。

1. 第 3 条第 3 号から第 10 号までに該当することになったとき
2. 第 9 条の利用規約に従わないとき

□責任の期間

第 11 条 当施設の宿泊に関する責任は、フロントにおいて宿泊の登録を行った時、又は宿泊施設に入った時のうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため宿泊施設をあけた時に終わります。

□宿泊施設の責任

第 12 条 当施設は、火災又は事故等により宿泊者に損害が生じたときにおいても、その損害が当施設の責に帰すべき理由により生じたものではないときには、責任を負いません。

○宿泊客の責任

第 13 条 お客様の責任により当施設の設備および備品に損害が生じた場合は、実費相当の金額をご請求させていただきます。

旅館業法の遵守について

以下、弊社は旅館業法を遵守し、安心安全な宿泊サービスを提供することを誓います。

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

1 定義

旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされている。旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれない。

また、「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は旅館業法の適用は受けない。

なお、宿泊料は名目のいかんを問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは含まれる。例えば、休憩料はもちろん、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費も宿泊料とみなされる。

また、宿泊施設付きの研修施設（セミナーハウス）等が研修費を徴収している場合も、例えば当該施設で宿泊しないものも含め研修費は同じとするなど当該研修費の中に宿泊料相当のものが含まれないことが明白でない限り研修費には宿泊料が含まれると推定される。ただし、食費やテレビ使用料など必ずしも宿泊に付随しないサービスの対価は宿泊料には含まれない。

2 旅館業の種別

旅館業には旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業の 3 種がある。

(1) 旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

(2) 簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

(3) 下宿営業

施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業。

3 営業の許可

旅館業を営営するものは、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)の許可を受ける必要がある。旅館業の許可は、旅館業法施行令で定める構造設備基準に従っていないなければならない。旅館業の運営は、都道府県の条例で定める換気、採光、照明、防湿、清潔等の衛生基準に従っていないなければならない。

4 環境衛生監視員

旅館業の施設が衛生基準に従って運営されているかどうか、都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)は報告を求め、立ち入り検査をすることができる。この業務は環境衛生監視員が行う。

5 宿泊させる義務等

旅館業者は、特定感染症(※)の患者等や違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれのある者、営業者に対してカスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った者、宿泊施設に余裕がないとき等を除き宿泊を拒むことはできない。また、宿泊者名簿を備えておかなければならない。

宿泊者名簿は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」第4条第1項に基づき、電磁的記録による保存ができる。

(省令の概要、条文 <https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/03/tp0328-1.html>)

(※) 特定感染症: 感染症法における一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症(入院等の規定が準用されるものに限る。)及び新感染症をいう。

6 改善命令、許可取消又は停止

都道府県知事(保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長)は構造設備基準又は衛生基準に反するときは改善命令、許可の取消又は営業の停止を命ずることができる。

有限会社かみのや

代表取締役 佐藤 雄二郎